

令和8年度 豊島区児童養護施設退所者等支援事業のご案内

【自立時お祝い金】・【給付型奨学金】

豊島区では、個人や企業からの寄附を基に、困難を抱える子ども・若者・子育て家庭を支援する「としま子ども若者応援基金」を設置しています。この基金を活用して、児童養護施設や里親の元から自立する若者の経済的負担を軽減するため、「豊島区児童養護施設退所者等支援事業」（自立時のお祝い金と給付型奨学金の支援）を実施します。

■1 自立時お祝い金

1 支給対象者

中学校卒業以上の年齢で、進学または就職のために以下のいずれかに該当することになる方。

- ☐ 豊島区内の里親・ファミリーホームを委託措置解除となる方
- ☐ 豊島区児童相談所が措置した方で、豊島区外の児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、障害児入所施設を措置解除となる方、豊島区外の里親・ファミリーホームを委託措置解除となる方、または児童自立生活援助事業（自立援助ホーム等）を解除となる方

2 支給の条件

- ☐ 進学や就職のため、一人暮らし等をはじめめる場合。
- ☐ 入所していた施設の長や里親などの推薦が受けられる。（推薦を受けられないやむを得ない事情がある場合は、豊島区児童相談所長が推薦します。）

3 支給額

10万円（自立時に1度限り）

■2 給付型奨学金

1 支給対象者

次の（１）または（２）に該当する方

- （１）大学または専門学校等に在籍中、または入学予定の方で、18歳到達以降、以下のいずれかに該当する方
 - ☐ 豊島区内の里親・ファミリーホームを委託措置解除された方
 - ☐ 豊島区児童相談所が措置した方で、豊島区外の児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、障害児入所施設を措置解除された方、豊島区外の里親・ファミリーホームを委託措置解除された方、または児童自立生活援助事業（自立援助ホーム等）を解除された方
- （２）令和9年（2027年）4月1日から大学または専門学校等に進学予定の方で、以下のいずれかに該当する方
 - ☐ 豊島区内の里親・ファミリーホームを委託措置解除予定の方
 - ☐ 豊島区児童相談所が措置した方で、豊島区外の児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理

治療施設、障害児入所施設を措置解除予定の方、豊島区外の里親・ファミリーホームを委託措置解除予定の方、または児童自立生活援助事業（自立援助ホーム等）を解除予定の方

2 支給の条件

- 親族による経済的援助を受けることができず、自らの収入によって生計を維持している。
 - 入所していた施設の長や里親などの推薦が受けられる。（推薦を受けられないやむを得ない事情がある場合は、豊島区児童相談所長が推薦します。）
- ※他自治体から本奨学金と同種の奨学金等を受けている場合は、本奨学金の対象にはなりません。

3 奨学金の支給対象となる学校

学校教育法に定める大学、短期大学、高校卒業資格を入学要件とする専修学校・各種学校で、通学制のもの

4 支給対象となる経費

入学金、授業料、施設費、実習費及びこれらに類する学納金
※校友会費に類する費用、教材費、交通費は対象外となります。

5 支給額

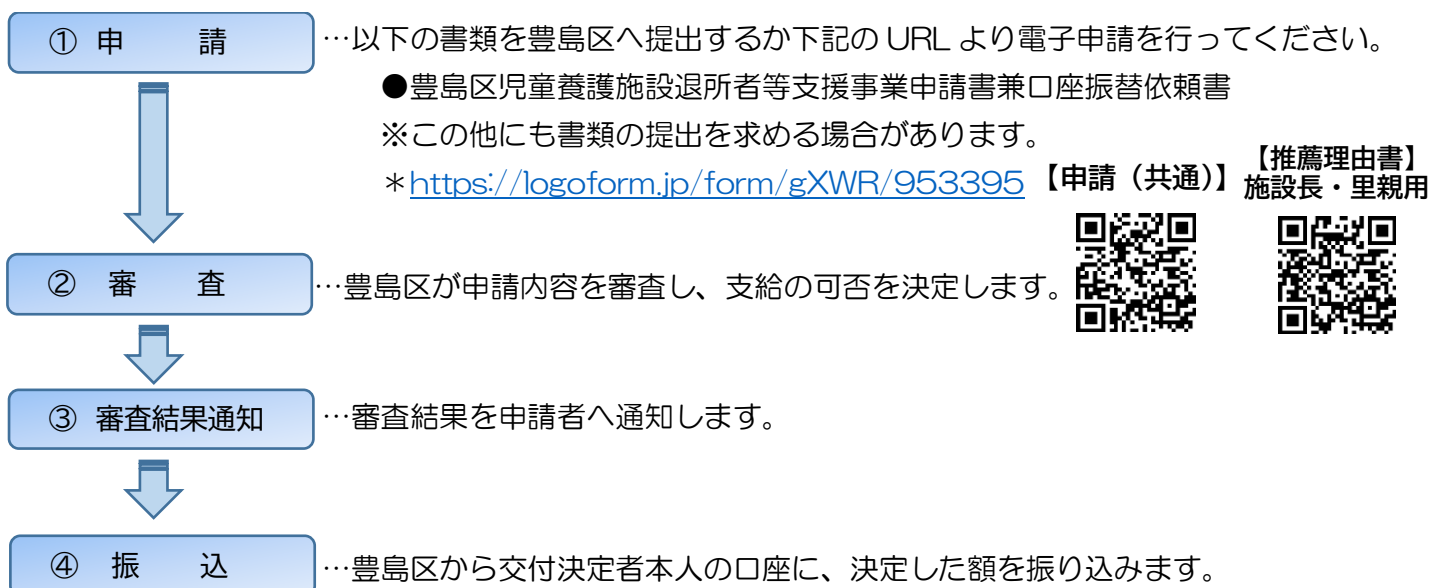
支給対象となる経費の実費額（ただし、年間上限50万円）

【他の給付金・奨学金等により、減免等がある場合の申請について】

- 学費の支払いを目的とした奨学金等を受ける場合（高等教育の修学支援新制度の利用等）は、減免となる額を差し引いた額で申請してください。
- 使途が学費に限定されず、生活費などに充てることができる奨学金等（日本学生支援機構より毎月支給される「給付型奨学金」等）は、減免額として差し引く必要はありません。

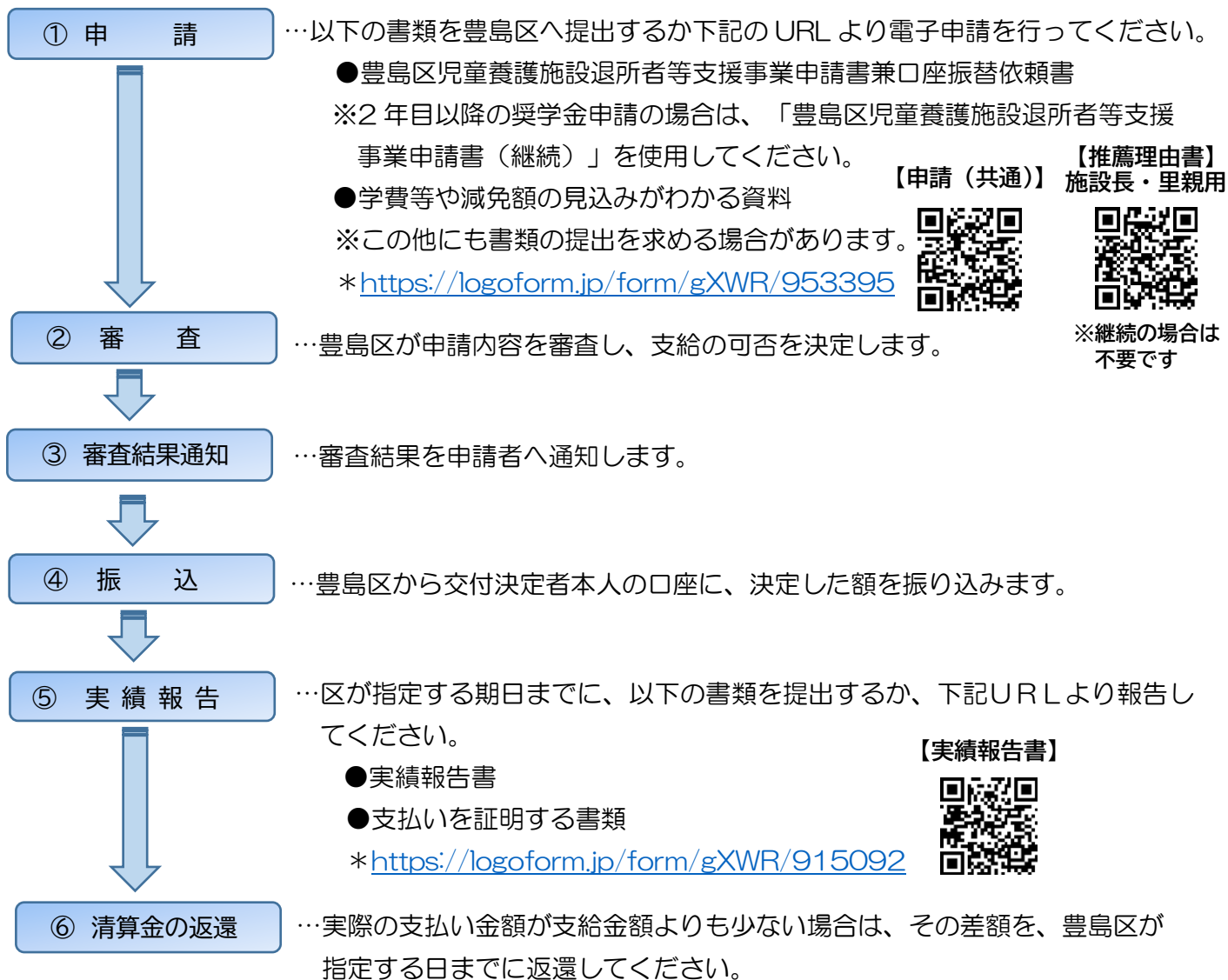
■3 手続きの流れ

【自立時お祝い金の場合】※同時に奨学金の申請も可能です

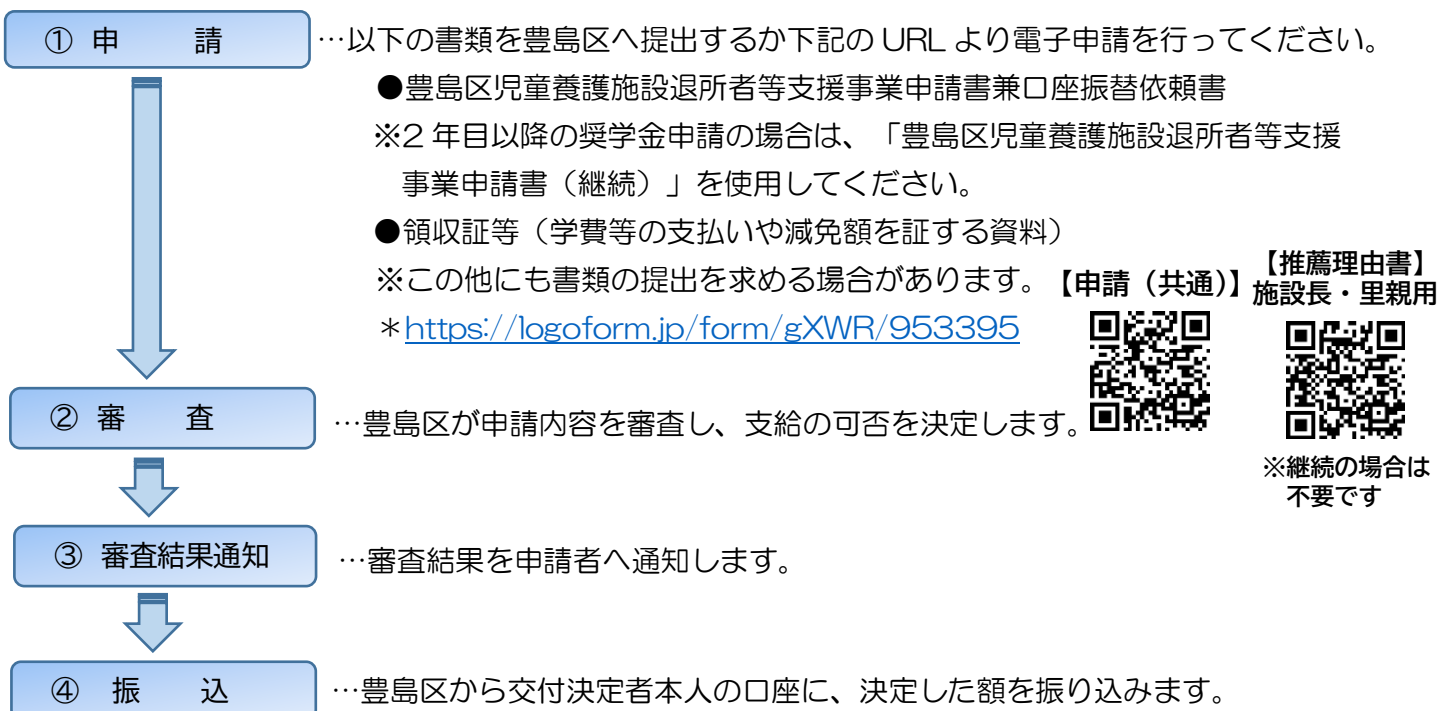


【奨学金の場合】

＜パターン① 概算払い＞ ※自己負担額が確定していない場合



＜パターン② 確定払い＞ ※自己負担額が確定しており、支払い済みの場合



申請スケジュール

令和8年度の最終申請期限：令和9年（2027年）2月26日（金）【必着】

書類の不備等がある場合は振込に時間がかかりますので、できるだけ速やかに申請してください。

＜対象＞

① 自立時お祝い金

- ・令和8年4月1日以降に措置解除となり一人暮らし等を開始する方

② 給付型奨学金

- ・令和8年度分の入学金、授業料、施設費、実験実習費及びこれらに類する学納金
- ・令和9年度分の入学金、授業料、施設費、実験実習費及びこれらに類する学納金

※上記の期限に間に合わない場合や、年度をまたいで費用の支払いがあり、まとめて申請したい方（例えば、令和9年度の学費を3月から4月にかけて支払う予定であり、確定払いでの申請を希望する場合）は、次年度の申請も可能です。

※令和7年度に申請できなかった費用がある場合は、下記担当までご相談ください。

申請方法

下記の方法による申請を受け付けています。

※自立時お祝い金と奨学金は同時に申請することができます。

※奨学金を申請する場合は「概算払い」または「確定払い」を選択してください。

① 書書面による手続き（区ホームページにも様式を掲載しています）

<https://www.city.toshima.lg.jp/525/2407261256.html>

② 電子による手続き（下記より各種フォームへアクセスしてください）

＊（申請共通）<https://logoform.jp/form/gXWR/953395>

＊（推薦理由書）<https://logoform.jp/form/gXWR/933672>

※継続の場合は不要です。

＊（異動届）<https://logoform.jp/form/gXWR/883289>

＊（実績報告書）<https://logoform.jp/form/gXWR/915092>

【申請（共通）】



【推薦理由書】 施設長・里親用



【異動届】



【実績報告書】



※継続の場合は不要です

担当（問合せ・申請書送付先）

豊島区子ども家庭部子育て支援課 社会的養育施策調整グループ

TEL：03-4566-2500 メール：A0019707@city.toshima.lg.jp

※メールでの申請は受付けていませんのでご注意ください。

郵送の際に切り取ってご使用ください

〒171-8422

東京都豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所4階

子育て支援課 社会的養育施策調整グループ 行